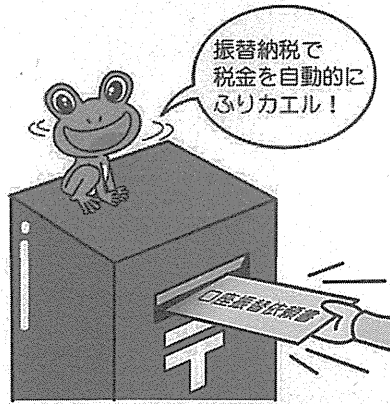


# 所得税の納税には振替納税が



## 便利です！

振替納税の  
詳細はこちら



### 振替納税のメリット

- ✓ 金融機関や税務署窓口へ出向く必要がありません。
- ✓ 納付書の記入は不要、振替日に自動的に納税ができます。
- ✓ 一度手続を行えば継続してご利用が可能です。

e-Taxからオンライン  
で提出可能！

振替納税を利用する場合は、

### 「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」

を金融機関又は税務署にご提出ください。

### 振替納税以外にも便利な納付方法があります

#### クレジットカード納付

こんな方にオススメ！

インターネットを利用できる方、クレジットカードを利用されている方  
※別途納付税額に応じた決済手数料がかかります。

(国税クレジットカードお支払サイト) →



#### インターネットバンキング等

こんな方にオススメ！

e-Taxで申告等をされている方  
インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方

#### ダイレクト納付

こんな方にオススメ！

e-Taxで申告等をされている方  
毎月源泉所得税を納めているなど定期的に納税手続をされている方

#### スマホアプリ納付

こんな方にオススメ！

スマートフォンを利用されている方、Pay払いを利用されている方

(国税スマートフォン決済専用サイト) ⇨



留萌税務署

電子帳簿  
保存法

# 電子帳簿等保存制度の概要



電子帳簿等保存制度とは、税法上保存が必要な「帳簿」や「書類（領収書・請求書・決算書など）」を紙ではなく、電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

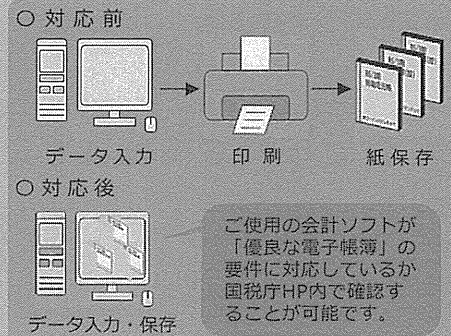
## ① 電子帳簿等保存

※帳簿等の「等」は「書類」のことです

対応は  
任意です

**パソコンで作成した帳簿**（会計ソフトで作成している仕訳帳や総勘定元帳等）や**書類**（請求書の控えや決算書等）を、電子データのまま保存する際のルールです。

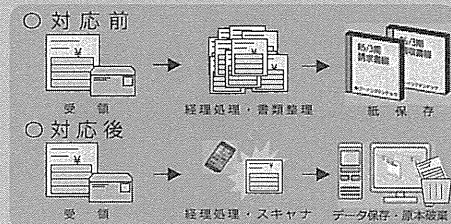
訂正削除履歴等の残る会計ソフトを使用し記帳している場合、「**優良な電子帳簿**」として、過少申告加算税の軽減等を受けることができます。



## ② スキャナ保存

対応は  
任意です

**紙で受領・発行した書類**（発行した場合は控え）をスキャンし、電子データとして保存する際のルールです。



## ③ 電子取引データ保存

令和6年1月1日以後  
対応が必要です

注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する**電子データをやり取りした場合**に、電子データのまま保存する際のルールです。

**令和6年1月1日以後**にやり取りする電子取引データについては、電子データのまま保存しておく必要がありますが、令和5年度税制改正により、**新たな猶予措置**や**保存要件の緩和措置**が整備されました。

